

新型コロナウイルス感染拡大に伴うお客さまに対する
ガス並びに電気料金の特別措置について

3月18日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部から「生活不安に対応するための緊急措置」に基づき、3月19日に経済産業省から「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の支払猶予等に係る要請について」の発出に加え、緊急事態宣言が発令された4月7日に支払猶予対象の拡大や支払猶予期限の延長の要請が追加で発出されました。これを受け、鷺宮ガス株式会社は、生活に影響を受けられているお客さま等からお申し出を受けた場合に、下記の通り、ガス並びに電気料金の特別措置を講ずることといたします。

なお、当社は、今回の特別措置にあたり、5月21日に関東経済産業局長へ『託送供給約款以外の供給条件』の実施について認可申請を行い、同日、認可を受けました。

記

1. 適用対象

- (1) 当社とガスまたはガスと電気を契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{※1}の貸付を受けた、または、受けようとしているお客さまで、当社にお申し出いただいたお客さま。
 - (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付を受けた、または、受けようとしているお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者で、当社にお申し出いただいた託送供給依頼者。
- ※1 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容

- (1) お客さまへの対応
2月^{※2}、3月、4月、5月、6月検針分のガス料金（ガス料金と合算する電気料金も含む）の支払期限^{※3}をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。
 - (2) 託送供給依頼者への対応
生活に影響を受けられているお客さまにかかる2月^{※2}、3月、4月、5月、6月検針分の託送供給料金の支払期限をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。
- ※2 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日(3月25日)以降のものに限ります。
- ※3 支払義務発生日の翌日から起算して50日目。ただし、50日目が休日(日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日、1月4日、5月1日、12月29日、12月30日)の場合はその直後の休日でない日となります。

3. 特別措置の申込方法

特別措置の適用のご相談、お申し込みについては、当社までご連絡ください。

鷺宮ガス株式会社

〔電 話〕 0480-58-1301

〔受付時間〕 月曜日～金曜日 9:00～17:00

以上